

高知市ホームページリニューアル等業務 公募型プロポーザル募集要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

ホームページのデザインや編集を行うコンテンツマネジメントシステム(以下「CMS」という)については、多数の企業がパッケージ製品を開発しており、本市が独自に設計開発するよりも短期間で信頼性の高いホームページを構築することが可能であり、また、パッケージ製品についても異なるインターフェースや機能性等、さまざまな選択肢が存在する。

このため入札ではなく、デザインやユーザーインターフェース、AI チャットボット等の付加機能等による利用者の見やすさや使いやすさの向上のほか、運用保守に係る本市の負担軽減や利便性向上の観点から総合的に評価し、本市にとって最も優れた提案を行った者を本件の受託候補者として選定しようとするものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

高知市ホームページリニューアル等業務

(2) 契約期間

ア 高知市ホームページリニューアル業務

契約締結日(令和7年7月中旬を想定)から令和8年2月 28 日まで

イ 高知市ホームページ運用保守業務

令和8年3月1日から令和 13 年2月 28 日まで ※長期継続契約

(3) 業務内容

高知市ホームページのリニューアルのために、以下の業務を行う。

ア 高知市ホームページリニューアル業務

(ア) ホームページの設計・デザイン・コーディング

(イ) CMS 導入

(ウ) 新規コンテンツ(生成型 AI チャットボット等)の追加

(エ) 環境構築, 設定・調整

(オ) 外部 ASP サービス(アクセス解析サービス・サイト内検索サービス等)導入

(カ) 現ホームページからのデータ移行

(キ) 市職員に対する操作研修会の開催

イ 高知市ホームページ運用保守業務

(ア) 計画書及びマニュアルの改訂等

(イ) 緊急時の対応

- (ウ) システム異常の把握
- (エ) セキュリティ対応
- (オ) サーバー監視
- (カ) バックアップ
- (キ) ソフトウェアのバージョンアップ
- (ク) ヘルプデスク及び問い合わせ対応
- (ケ) アクセシビリティ適合試験と結果の公表

(4) 委託上限額

総額 63,220,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

ア 業務別内訳

高知市ホームページリニューアル業務:19,600,000 円以内

高知市ホームページ運用保守業務:43,620,000 円以内(月額 727,000 円以内×60 月)

イ 年度別内訳

令和7年度高知市ホームページリニューアル業務:19,600,000 円以内

高知市ホームページ運用保守業務:727,000 円以内

令和8年度～令和 11 年度毎の高知市ホームページ運用保守業務:8,724,000 円以内

令和 12 年度高知市ホームページ運用保守業務:7,997,000 円以内

3 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等

提案者は、公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項各号に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)(以下「本市指名停止要綱」という。)の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第1項若しくは第 19 条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成 23 年規則第 28 号)第4条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者(個人を除く。)
- (6) 市町村税を滞納していない者

- (7) 都道府県税を滞納していない者
- (8) 国税(法人税, 消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分))
を滞納していない者
- (9) 社会保険料を滞納していない者

4 委託候補者選定方法

当該業務に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案を本市が設置する「高知市ホームページリニューアル等業務公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された候補者を選定する。

5 本プロポーザルの実施スケジュール(予定)

日程	実施内容
令和7年5月 19 日(月)	公告・募集開始
令和7年5月 23 日(金) 午後3時まで	質疑書提出期限
令和7年5月 28 日(水)	質疑に対する回答
令和7年6月2日(月) 午後3時まで	参加意向申出書の提出期限(参加資格要件の確認)
令和7年6月 13 日(金)	参加資格確認結果の通知
令和7年6月 20 日(金) 午後3時まで	企画提案書等提出期限
令和7年7月1日(火)	審査(企画提案に関するプレゼンテーションの実施日)
令和7年7月4日(金)	受託候補者決定の通知
令和7年7月中旬	契約締結・結果公表

6 質疑・回答

- (1) 提出書類
質疑書(様式A-1)
- (2) 提出方法
電子メール(※提出後、電話にて着信の確認をすること。)
- (3) 提出期限
令和7年5月 23 日(金)午後3時まで
- (4) 提出先
「11 提出・問い合わせ先」と同じ。
- (5) 回答方法
提出された全ての質疑に対する回答を取りまとめの上、令和7年5月 28 日(水)午後5時までに、高知市ホームページ内広聴広報課のページにおいて掲載する。

7 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

提出書類		提出部数
ア	参加意向申出書(様式A-2)	1部
イ	参加資格要件確認書(様式A-3)	1部
ウ	導入実績調書(様式A-4)	1部
エ	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(様式A-5)	1部
オ	社会保険料納入確認書(様式A-6)	1部
カ	登記簿謄本又は事項証明書(現在事項全部証明書)	1部
キ	市町村税に係る納税証明書	1部
ク	都道府県税に係る納税証明書	1部
ケ	国税に係る納税証明書	1部
コ	財務諸表(直近1事業年度の決算書類(貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書等))	1部

※ 本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有する者は, エ～コの書類の提出は不要

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし, ア～コは各1部を持参(土曜日, 日曜日を除く日の午前8時 30 分から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。)によること。

(3) 提出期限

令和7年6月 2 日(月)午後3時まで

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 留意事項

ア 本提出書類は, 審査の際にも使用する。

イ 参加意向申出後に, 参加を辞退する際は, 「12 その他留意事項 (9)」のとおりに「参加辞退届(様式A-7)」を提出すること。

ウ 参加意向申出に係る提出書類の変更は原則認めないが, 社名変更等やむを得ない事情がある場合は, 事前に提出先に相談すること。

エ 「社会保険料納入確認書(様式A-6)」については, 本市様式でなくても構わないが, 健康保険料, 厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金(延滞金を含む。)について, 全ての項目で滞納のないことが確認できること。

オ 市町村税及び都道府県税に係る納税証明書について, 滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書であること(所在地の市町村又は都道府県)。

カ 国税に係る納税証明書について, 法人税, 消費税及び地方消費税, 源泉所得税及び復興特別所得税の納税証明書であること。「納税証明書の種類: その3」については, その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求すること。「納税証明書の種類: その3の2」や「納税証

明書の種類:その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されていないので注意すること。

キ 「社会保険料納入確認書(様式A-6)」、「登記簿謄本又は事項証明書(現在事項全部証明書等)」、「市町村税に係る納税証明書」、「都道府県税に係る納税証明書」及び「国税に係る納税証明書」については、発行から3か月以内のものを提出すること(写しでも可とする。)

(6) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、この理由について説明を求めることができる。

8 企画提案書の作成要領

上記7により、参加資格確認結果通知を受け、資格を有することを認められた事業者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ア 提出書類表紙(様式A-8)
- イ 企画提案応募申請書(様式A-9)
- ウ 企画提案書(別紙1「CMS 機能要件一覧表」を含む)
- エ 業務参考見積書(様式B-1)
- オ 導入期間 従事メンバーの状況表(様式B-2)
- カ 運用保守期間 従事メンバーの状況表(様式B-3)
- キ 構築スケジュール
- ク 実施体制図

(2) 提出方法・部数

提出書類は紙媒体及び電子データとする。

紙媒体については、それぞれ正本1部、副本 10 部を持参(土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

電子データについては、PDFファイルに変換し、CD-R又はDVD-Rに格納し同様の方法で提出すること。

(3) 提出期限

令和7年6月 20 日(金)午後3時まで

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 留意事項

ア (1)-ウ及びキの体裁及び帳合等について

(ア) 図表等を除き、原則A4版横両面印刷で作成すること。

(イ) 図表等でA3版を使用する場合は、三つ折りとすること。

- (ウ) 文字は、明瞭な状態のものとする。
- (エ) (1)～ウの書類は、50 ページ以内(別紙1を除く)とする。
- (オ) (1)～イ～クの書類については書類名を記載したインデックスを付けること。
- (カ) バインダー等で長辺綴じとしたものを1部とし、正副合わせて計 11 部用意すること。

イ 企画提案書の記載項目について

仕様書に記載した「2 業務の背景・目的」「3 現状の課題等」を参考にリニューアルの方向性に沿った具体的な提案をすること。

- (ア) 仕様書の内容に基づき、漏れなく企画提案書に記載すること。
- (イ) 各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。
- (ウ) 仕様書に記載されていない項目について、業務参考見積書の費用内で追加の提案を行う場合は、企画提案書の最後に「追加提案」として記載すること。なお、提案内容により、追加提案としてではなく、既設項目に含めて評価することがある。
- (エ) 企画提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確に作成し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。仕様書の項目順になっていない場合などを含め、分かりにくい企画提案書は評価できないことがある。
- (オ) 目次及びページ番号を付すこと。(別紙1「CMS 機能要件一覧表」は除く。)

ウ その他

別紙1「CMS 機能要件一覧表」に記載の必須項目は絶対要件であり、代替案の提示も難しく実現が困難な場合には失格とする。

9 審査及び審査項目等

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により審査を実施する。

ア 1次審査

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、企画提案書の提出者を選定。

イ 2次審査

プレゼンテーションを実施し、選定基準に基づいて審査する。なお、2次審査の対象となる提案者は、本業務に関する公募型プロポーザル募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを適正に作成して提出した者とする。

プレゼンテーションの実施日・実施場所等については、後日通知する。

(ア) 実施予定日

令和7年7月1日(火)

(イ) 実施場所

高知市役所本庁舎(高知市本町5丁目 1 番 45 号)

(ウ) 出席者

8-(1)-ク「実施体制図」に記載のある者のうち、3名以内とする。

なお、プレゼンテーションは、企画提案書を基に本業務のプロジェクト責任者が行うこと。

(エ) 持ち時間

プレゼンテーションの時間は、デモンストレーションの時間も含め1者につき説明 40 分、質疑応答 20 分を予定している。

(オ) プレゼンテーション内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書の内容についての説明とホームページの画面遷移及び CMS の操作性等に関するデモンストレーションを行うこと。

ホームページの画面については、デモンストレーション用にトップページのデザイン案(PC 用及びモバイル端末用の両方)を1案以上提示し、トップページから特定の所属のページまでの画面を示すこと。

また CMS の操作性等については、模擬的にページ作成等を行いながら、ページ作成支援機能、アクセシビリティ機能、承認フロー機能及び管理機能等について説明すること。

なお、プレゼンテーションの際に使用するスクリーン及びプロジェクター(HDMI ケーブル含む)以外の機器は各自で用意すること。

(2) 審査実施主体

審査は選定委員会が行う。構成は、委員長、副委員長及び委員5名の計7名である。

(3) 選定基準

ア 1次審査の参加資格要件確認は、「3 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等」のとおりとする。

イ 2次審査の選定基準は、別記のとおりとする。

(4) 候補者の決定

選定委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を候補者とする。ただし、最低基準点(総得点が満点の 60%)以上の者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの企画提案者が1者のみの場合においても、最低基準点を超えていなければ決定しない。

なお、審査の総得点が高点の場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。

また、候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする(次点者についても、候補者と同様に最低基準点(総得点が満点の 60%)以上の者だけを対象とする)。

(5) 審査結果通知

審査結果は、提案者全員に書面で通知する。

10 契約の締結

「9 審査及び審査項目等」により選定された候補者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、審査により順位付けられた次点者と契約締結の交渉を行う。

11 提出・問い合わせ先

高知市総務部広聴広報課

〒780-8571 高知市本町五丁目1番 45 号(高知市役所本庁舎4階)

E-mail:kc-011600@city.kochi.lg.jp

TEL:088-823-9446

担当:田中・松原

12 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提案報酬は支払わない。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された企画提案書は無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
- (3) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (4) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (5) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 参加意向申出書、企画提案書、業務参考見積書等の提出期限後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例(平成 12 年条例第 68 号。以下「条例」という。)に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの(条例第9条第1項第3号該当)を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書(様式 A-10)を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (9) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届(様式 A-7)を提出すること。なお、参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認められない。

- (10) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。
- (11) 選定結果の通知時に、候補者の名称・所在地・総得点、その他の参加者の総得点(名称は公表しない)を市のホームページで公表する。
- (12) 候補者との契約締結後、次に掲げる事項を市のホームページで公表する。
- ア 業務概要
 - イ 契約相手方の名称及び所在地
 - ウ 契約締結日
 - エ 契約金額
 - オ その他必要な事項

別記 選定基準

審査項目	評価項目等	配点(点)	評価の視点
(1) 企業評価	類似業務実績	5	・自治体でのホームページリニューアル業務の実績が十分にあるか。
		5	・本市と同規模(人口20万人以上)の自治体でのホームページリニューアル業務の実績が十分にあるか。
	主たる営業所等の有無	10	・高知市内に主たる本社又は本店、支社、支店、営業所等を有しているか。
(2) 担当者の評価	人員体制	10	・リニューアル業務を進める上で、必要な人員体制が確保されているか。
		10	・運用・保守業務を進める上で、必要な人員体制が確保されているか。
(3) リニューアルの方向性		30	・下記「(4)企画提案書」の内容がリニューアルの方向性に沿った具体的な提案となっているか。
(4) 企画提案書	ア ホームページの設計・デザイン・コーディング	15	・現状の課題を踏まえ、サイト全体として標準化・統一化されたデザインとなっているか。
		20	・掲載項目の整理、アクセシビリティ、ユーザビリティ、利用者の表示速度に配慮したサイト設計となっているか。
		15	・モバイル端末での画面表示も重要視したサイトを構築が可能か。
	イ CMS 導入	25	※別紙I「CMS 機能要件一覧表」により評価する
		15	・導入する CMS は本市の要求する基準を満たしているか。
	ウ 新規コンテンツ(生成型 AI チャットボット等)の追加	15	・サイト内検索機能の強化を図ることのできる生成型 AI チャットボットの提案がなされているか。
		5	・現状の課題解決に有効な生成型 AI チャットボット以外の新規コンテンツの提案がなされているか。
	エ 環境構築, 設定・調整	5	・システムは基本要件を満たしているか。
		5	・システム・サーバー環境について円滑で安定的な運用が行えるように構築されているか。
	オ 外部 ASP サービス(アクセス解析サービス・サイト内検索サービス等)導入	10	・アクセスログを容易に集計, 解析できる機能の導入・設定等を行うことができるか。
		5	・解析結果は自動集計され, 本市がウェブブラウザを使って集計結果を閲覧できるようになっているか。
	カ 現ホームページからのデータ移行	10	・安全・確実かつ効率的なデータ移行を実現するための移行方法となっているか。
		10	・単純なデータ移行ではなく, 問題改善(品質向上)につながるような移行方法や考え方の提案になっているか。
		10	・データ移行に係る本市の負担は妥当なものか。
	キ 市職員に対する操作研修会の開催	10	・研修の目的や内容, 規模や手法が明確になっており, 妥当であるか。
	ク 運用・保守業務	10	・運用保守業務の範囲・内容は妥当か。
		5	・障害発生時の対応に係る業務内容が, 可用性や業務継続性を確保する上で妥当なものとなっているか。
(5) 業務工程		10	・業務遂行に無理のないスケジュールとなっているか。
(6) 業務参考見積額		15	・リニューアル業務の見積額が本市にとって有利な金額であるか。
		15	・運用保守業務の見積額が本市にとって有利な金額であるか。
合 計		300	

様式一覧

- 様式 A-1 質疑書
- 様式 A-2 参加意向申出書
- 様式 A-3 参加資格要件確認書
- 様式 A-4 導入実績調書
- 様式 A-5 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- 様式 A-6 社会保険料納入確認書
- 様式 A-7 参加辞退届
- 様式 A-8 提出書類表紙
- 様式 A-9 企画提案応募申請書
- 様式 A-10 情報非公開希望申立書
- 様式 B-1 業務参考見積書
- 様式 B-2 導入期間 従事メンバーの状況表
- 様式 B-3 運用保守期間 従事メンバーの状況表